

第 3 回懇談会提出資料

夏目智子

■ 現行の農産物規格・検査に関する意見

着色粒の基準緩和及び検査の効率化を進めるべき

①着色粒の基準を満たすために、生産者はカメムシ等の防除にネオニコチノイド系農薬を使用している。一方で、ネオニコチノイド系農薬は、子供の脳・神経系への影響やミツバチ減少の原因とも言われており、生態破壊や環境汚染を及ぼしている。EUでは2018年から本格的な使用規制が始まり、ネオニコチノイド系農薬の使用は世界的な流れから逆方向にある。従って、昭和49年に新設された着色粒の基準を緩和し、農薬使用量や農薬の散布回数を低減するべき時期と考える。

②農産物検査員の検査精度の向上については、多収品種や産地品種銘柄が増加していることから、目視に頼る現行の検査には限界があり、検査手法の改善と穀粒判別器機や色彩選別機などの機器の導入や成分検査との併用など、適切な運用が求められる。

検査関係事務の効率化については、民間へと検査関係事務を移行した当時と同じ状況下ではなく、現状を踏まえた事務の効率化は必須である。

■ 米流通の現状を踏まえた各種制度に関する意見

袋詰めの玄米及び精米の表示要件について検討すべき

①農産物検査法第1条には、農産物の公正かつ円滑な取引とその改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的と定めている。検査は取引段階では有効であるが、玄米の等級が精米表示に反映されないなど、消費者の自主的かつ合理的な選択に役立っているとは言えない。容器包装以外への産地・品種・産年の表示については、農産物検査による証明がなくても可能であることから、容器包装入り精米・玄米についての表示の見直しを検討する必要がある。

②未検査米については、3点セット（産地、産年、品種）の表示が禁止されているが、第2回懇談会で提出された資料「米流通の現状、中食・外食、消費者との取引における品質基準等について」からも、農産物検査規格は十分に活用されておらず、未検査米への表示を禁止する十分な理由は希薄である。未検査米が市場に及ぼす影響を懸念する声があるが、原則として全ての米の生産情報は消費者に提供されることが望ましく、米トレサ法の活用などを検討してはどうか。